

第二次世界大戦後のわが国における都市問題をふりかえってみると、まず、戦災都市の復興にかかる事業があげられよう。全国の主要な115の都市に復興土地地区画整理事業が始められ、戦前から戦中にかけて無秩序に育ってきた大小の都市に初めて総合的な都市計画のメスが入れられた。この事業は、道路、公園などの主要公共施設の整備改善に画期的な役割を果たしつつ、昭和30年代の前半に、大都市を除いた大半の都市でその事業を終了するに至った。一方、昭和30年代は、わが国の産業界が、戦災の痛手からようやく立ち直って、世界の産業界に立ち向かうため自らの企業合理化への努力をなすとともに、立ち遅れている社会資本の拡充整備に対する要望を強く打出し、当局も、当時の諸情勢から都市に対する施策について産業基盤の整備に重点をおき、わが国の四大工業地帯のみならず工業特別地区整備など、生産能率の向上への外的諸条件の整備に努力を重ねることとしたのである。しかし、この間、都市内における土地利用についての配慮が十分でなかったためもあって、集中する人口、産業の混在が進み、公共施設の整備は一応の改善をみたものの、集中のひずみが都市公害という形であらわれ、昭和40年代における大きな都市問題の一つとして論議を呼ぶに至っている。都市政策は、今やその視点をかえて、戦後25年にわたって積み重なってきたひずみを、各般にわたって是正し、住民の活動と生活の場としての都市環境を整備する方向に次第に重点を指向することとなったのである。政府は、このような都市問題の重大性にかんがみ、新都市計画法や都市再開発法の制定、建築基準法や一連の土地制度の改正等諸般の都市問題に対応するための制度化に努力中であるが、これからの都市問題解決の主要な方向は次のような諸施策に集約されるであろう。

すなわち、その一つは、都市域の拡大を計画的に誘導し、無秩序な開発を強く制限することである。いま、全国の都市で線引きと称する作業が行なわれているが、新都市計画法による市街化区域と市街化調整区域の境に線を引く作業のことである。都市住民が、自己の利害のみにとらわれず、全体の利益のためにどこまでこの問題に理解と協力を示すかが線引きの成否を決する鍵となる。

その二つは、都市内の土地利用の混在を純化することである。住、商、工の混在がいろいろな形で公害問題を

惹起していることはすでにご承知の通りである。騒音や振動、河川の汚濁、大気汚染など抜本的には、徹底した発生源対策と土地利用の混在を防止する以外に方法はないが、きわめて困難で、しかも、長期間を要する問題である。

その三つは自動車交通の激増に対処するための施策にあわせて、交通事故絶滅への施策を講ずることである。当面必要な応急策として、都市高速道路や横断歩道橋など、交通の質の分離をはかる施策が講ぜられつつあるが、最終的には、平面的な市街地そのものを立体的に改変する都市構造の変革が要求されることとなろう。

その四つは、手近なところにくばくかの空地—公園一をととのえ、失なわれてゆく太陽と緑を市街地の中にとりもどすことである。

以上四つのがらはすべて市街地の再開発という問題につながる。土地地区画整理という手法が戦災都市復興の手段となったのに対し、密集市街地の改造は、再開発という新しい手法によることとなろう。ただ、この2つの手法のちがいは、土地所有の形態のちがいにある。前者が昔ながらの所有形態を変えないのに対して、後者は土地の共有という形をとる。したがって、都市住民が、その所有する土地に執着し、近代化する都市活動に対応した土地の利用方法に理解を示さなかったり、あるいは、商品としての価値をもちつづけるならば、そして、都市内の土地が自己の財産であると同時に都市住民全体のためのものであることに気がつかないならば、都市問題の解決はなかなか困難なことになるであろう。前記の4つのがらを推進しようとするれば、いずれも土地問題にぶつかる。

これらの、都市を改造する諸事業に必要な土地をどのようにして生み出すかが今後の都市問題解決の鍵となる。

都市は生き物である。それだけに、速いスピードで変化する都市活動に対応して、適時、適切な施策を講じなければその発育がとまるか、悪くすると衰弱することになる。都市計画それ自体、法律改正によって住民の意見を聞くいろいろな手続を条文化しているのだから、当局としても、往時より一段と慎重であり説得力をもつ必要があるけれども、結局のところ、都市をよくするもしないも、その都市に住む人達自身の問題であるという認識を、いまほど、必要とするときはないであろう。

* 正会員 名古屋市計画局長